

# お知らせ

## 台湾における爆発事故による重傷熱傷患者に対する 医療支援活動への支援について（お願い）

◇総務部◇

6月27日に台湾の新木市のテーマパークで、可燃性粉末による爆発事故が発生し、重篤な熱傷患者への治療、日本からの支援医師団の派遣等に多額の費用を要することから、日本医師会では、全国の医師会、会員に対し、支援金の呼び掛けを行うことといたしました。

つきましては、本件の趣旨にご賛同いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

支援金の送付方法は下記のとおりですが、お送りいただいた支援金は、主に台湾医師会を通じて支援される予定ですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 支援金受付

銀行名 三井住友銀行 神田支店

口座番号 普通預金 3140369

口座名 公益社団法人 日本医師会 台湾爆発事故支援金

全国医師会口（ぜんこくいしかいぐち）

振込口座名は、「日医台湾事故支援金」と省略も可。

\*手数料は各自ご負担願います。

\*税務上の取扱い（別掲参照）

#### 2. 受付期間

平成27年7月17日～平成27年9月30日

（別掲 日本医師会の通知より）

「台湾爆発事故支援金」の税務上の取扱いについて

税務当局によりますと、このたびの支援金の目的が海外で発生した災害への支援であることから、個人で本会にご寄附いただいた方への税制上の優遇は認められません。

ただし、法人（医療法人等）で本会にご寄附いただいた場合には、損金算入が認められております。損金算入のための領収書が必要な法人へはご希望に応じて発行いたしますので、日本医師会経理課（担当：松浦／TEL 03-3942-6486（直通））までご連絡ください。

なお、詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

([http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04\\_3.htm](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm))